

2013年9月4日

福島県知事
佐藤 雄平 様

日本共産党福島県議会議員団
団 長 神山 悦子
副団長 阿部裕美子
同 宮川えみ子
幹事長 宮本しづえ
政調会長 長谷部 淳

2013年9月定例県議会に関する申し入れ

はじめに

大震災・原発事故から2年半が経過します。14万7千人余がいまだ自宅に帰れず、内5万人以上の県民が県外での避難生活を余儀なくされる状況が続いています。応急仮設住宅の4年という入居期限が、経済的困難と合せて避難者を精神的に追いつめています。

福島第一原発は、知事が8月20日に「国家としての非常事態」と指摘したとおりの状況です。この間、原発敷地内での地下水の汚染の実態が次々と明らかになり、汚染水の海への流出を政府・東電自身も認めました。さらに原子炉注水系の高濃度汚染水タンク周辺で高線量が連続して確認されており、原子力規制委員会が事故評価をレベル3相当へと引き上げたように一段と深刻な事態におちいつています。このような状況を多くの県民が不安に思い、安倍政権によって原発再稼働や輸出が無反省に進められようとしていることに憤っています。原発事故被害を受けた県内の状況を見れば、人類と原発は共存しえないことは明らかです。いまこそ福島県として「原子力に依存しない社会」の実現を訴えるときです。

また、7月から8月にかけて会津地方や県中地区を1時間100ミリを越す集中豪雨が襲い、多大な被害が発生しました。住宅被害も深刻な状況にあることから、被災者の生活再建に最大の支援を行うことを基本に県として取り組みを進めるべきです。

内戦が続くシリアに対し米国などが軍事攻撃をおこなう構えを見せており、緊迫した動きとなっています。米国は化学兵器使用の禁止という「国際規範への違反」をシリア攻撃を正当化する口実にしていますが、事実の解明を国連の調査団がすすめている最中であり、安保理決議もないままに軍事攻撃を強行するとすれば明白な国連憲章違反です。国際社会が一致して化学兵器の廃棄を迫るべき時に、安倍首相が米国の立場を支持すると表明したことは重大です。福島県として無法な軍事行動は厳に戒めるべきとの立場に立つよう政府に発信することを求めます。

7月21日に投開票された参議院議員選挙では、自民党・公明党が衆参両院で多数を占め、“ねじれの解消”が言われますが、国民・県民の切実な願いと政治のねじれは解消どころか、かつてなく深まっています。安倍首相は、今年の総選挙に続き参院選第一声を福島で行ったにもかかわらず、事故収束の展望についても、自身の行う原発推進政

策についても一切語りませんでした。日本共産党は全国比例代表5人の当選という目標を達成し、東京・大阪・京都の3選挙区でも議席を獲得、非改選と合せて参議院で11議席となり議案提案権を得るといった結果でした。また、福島県選挙区から選出された森雅子氏が当選の弁で福島原発10基廃炉を明言したことは、現職大臣の発言だけに非常に重要です。福島県原子力発電所所在町協議会が8月29日に行った臨時総会で福島第一、第二両原発の廃炉に言及したことは象徴的な変化です。近く廃炉に関する決議を採択することも申し合わせたとされ、まさに10基廃炉がゆるがない「オール福島」の声になりました。

一方、安倍政権は消費税増税、TPP（環太平洋連携協定）の売国的交渉、社会保障の切り捨て、原発再稼働、集団的自衛権の容認などに加えて、靖国神社への「玉串料」の奉納や3閣僚の参拝、墜落の事故原因も究明されないままの米空軍の救難ヘリの飛行訓練再開やオスプレイの普天間基地への追加配備の強行など、各分野で暴走を強めています。中でも首相が、集団的自衛権容認に向け内閣法制局長官の首を切り、政府の意に沿う人事を強行したことは、法治国家の土台を揺るがすもので断じて許されません。

震災と原発事故から必死に立ち直ろうとする県民の努力に水を差す安倍政権の危険な暴走に対して、知事が毅然とした態度でのぞむことを求めるものです。

9月定例県議会に関して、以下の項目について要望します。

一、安倍政権の危険な暴走にストップをかけることについて

1. 安倍政権は、来年4月からの消費税増税について、今年4～6月期の経済指標が出そろった臨時国会前の9月にも判断するとしています。総額13・5兆円という史上空前の増税は被災地の復興への大きな足かせとなることから増税中止を求めること。
2. 生活保護の引き下げがすでに強行され、政府の社会保障制度改革国民会議が8月にとりまとめた最終報告書にそって、医療費の窓口負担増、年金支給額の削減と支給開始年齢の引き上げ、介護の要支援者の切り捨てと利用料のアップなど、手あたり次第の福祉切り捨てが強行されようとしています。県民の命と健康を脅かす福祉切り捨ての中止を求めること。
3. TPP問題は、日本政府が交渉会合に公式に参加し、守秘義務の契約書に署名させられる一方、農産物の重要品目を関税撤廃の例外にすることを主張もしないなど、秘密のうちに売国的交渉がすすめられており、被災地として復興の障害となるTPP交渉から撤退するよう強く求めること。
4. 憲法の問題で、集団的自衛権の行使をできるように政府解釈の変更をおこない「アメリカと一緒に戦争できる」国にする動きに反対すること。

二、汚染水対策と原発事故対応について

福島第一原発での過酷事故は、事故原因がまだわからないという汚染水問題の解決策はまったく具体化されず、いつまた重大な事故を起こすかわからない状況が依然として続いています。「再稼働ありき」の「事故収束宣言」が事故収束の妨げになってきたことは明白です。収束宣言は、「放射性物質の放出が管理され、放射線量が大幅に抑えられている」とする「ステップ2完了」が根拠とされましたが、その根拠がまったく成り

立たないことは誰の目にも明らかとなりました。「ステップ2」は完了しておらず、事故は収束していません。

(1) 汚染水対策について

1. 国に「事故収束宣言」をきっぱり撤回させること。県としても「ステップ2」は完了したとの認識を改め、汚染水対策に真正面から向き合う姿勢を改めて明確にすること。
2. 汚染水問題は「国家の非常事態」との認識のもと、その対策について国が全責任を負い、実効ある現地対策本部の設置を求めること。
3. 原発の再稼働方針を撤回して再稼働審査を中止し、汚染水対策の人員を抜本的に拡充するよう求めること。
4. 地下水・地質にかかわる資料を東電に全面公開させ、専門的英知を総集し、地下水構造の調査・解明と対策の技術的検証を求めること。
5. 汚染水保管タンクを始め、すべての設備を日常的・恒常的に漏れなく点検する人員体制を求めること。
6. 仮設設備を本設の設備に早急に置き換えること。

(2) 原発事故対応について

1. 福島原発事故の原因も、原子力規制がどうあるべきかの検証もないままの「新規制基準」や、原発再稼働・輸出方針の撤回を国に求めること。
2. 原子力規制委員会に対し、原発の再稼働審査を中止させ、事故対策に専念する姿勢と体制を明確にさせること。
3. 県内原発10基廃炉とともに、知事自身が「国においても原子力に依存しない社会を目指す必要がある」とした認識で、国に対し「原発ゼロの日本」の決断を明快に求めること。
4. 県の廃炉安全監視協議会に地下水・地質を含めた各分野の専門家を補強し、県としての監視体制の強化を図ること。
5. 原発事故収束作業に従事する労働者に、無権利状態のもとで健康を犠牲にする働き方を一切させないよう、健康管理と労働条件整備を国の責任で実施するよう求めること。
6. 事故を起こした原発の使用済み核燃料だけでなく、第一原発5・6号機、第二原発の原子炉・使用済み核燃料プールの核燃料を取り出し、その冷却と保管・管理法の確立を国に求めること。

三、被災者支援について

1. 災害公営住宅支援について

- ① 住まいは人権の認識に立ち、避難者の要望を丁寧に聞き取り、多様な生活実態に対応できる住宅とすること。物置の規模拡大、ペットのスペースも作ること。
- ② 鉄筋コンクリート造りだけでなく、地元木材の活用、地元業者の参入を考慮し木造住宅や一戸建て建設も行うこと。
- ③ 家賃については、負担軽減のための支援を県独自に行うこと。
- ④ 入居者の心のケアや見守りがしやすいつくりにし、交流の場を作ること。

2. 借り上げ住宅の新規申し込みを再開するとともに、仮設及び借り上げ住宅の入居期間の更なる延長、生活条件の変化にあわせた住み替え、入居期間を超えての居住の継続など、柔軟な対応を国に求めること。県外避難者の借り上げ住宅家賃について継続して無料となるよう関係都道府県に要請すること。
3. 仮設や借り上げ住宅での長引く避難生活に起因する生活不活発病などの健康被害への対策を講じること。
4. 県外避難者への地元紙送付は継続し、毎日送付を実施すること。
5. 被災者生活再建支援法に基づく支援金の引き上げを国に求め、県独自の上乘せ措置を講じること。
6. 県内自主避難者への家賃補助の受付を再開し、同一自治体内の避難者の支援も行うこと。
7. 被災地の住宅二重ローン対策を活用しやすいものにする事。
8. きずな維持対策補助金について、市町村の要望が実施できるよう柔軟対応を国に求めること。
9. 高速道路無料化は全県民を対象にし、全国から来るボランティアにも適用させ、期間延長を国に求めること。
10. 相双振興局分室をいわき市に設置し、いわき市への避難者支援の窓口一本化体制を確立すること。災害区間の通過交通と立ち入り許可の窓口を県が行うこと。
11. 「子ども・被災者支援法」に基づく基本方針案がこのほど発表されたが、対象を福島県内33市町村に限定せず、全県民を支援対象とし、長期に及ぶ原発事故被害に対応できる内容に抜本的見直しを求めること。
12. 津波被災地の復興計画に基づく事業で、移転を余儀なくされる場合の移転補償は、下落した現在の土地の価格でなく災害発生以前の価格で行うこと。
13. 被災当時の混乱の中で、災害査定を受けられなかったために被災者生活再建支援法による支援を受けられないまま放置されている事例があることを踏まえて、救済策を講じること。

四、除染事業の適正な執行と促進について

必要な住宅除染が今なお1割程度しか完了していない重大な遅れを直視し、以下の取り組みを進めること。

1. ゼネコン丸投げではなく地元業者に事業発注できるようにすること。同時に、市町村の除染担当職員増員を支援すること。
2. 除染しても放射線量が低減しない場合は、再除染を認めるよう国に求めること。
3. 住宅除染をしても線量が下がらない要因として周辺の山林除染が進まないことがあることから、山林除染も交付金対象とするよう求めること。
4. 除染作業員の労働条件改善に県が積極的なイニシアチブを発揮し、設計単価が末端労働者に保障される仕組みを構築すること。
5. 市町村実施の除染作業員にも特殊勤務手当を支給するよう国に求めること。
6. 除染の実態に即して、必要経費の交付を国に求め確実な予算の確保を図ること。
7. 自主的に除染を行ったものについて、賠償ではなく交付金の対象とするよう国に求めること。

五、原発事故被害への賠償について

1. 賠償の消滅時効は、原発事故には適用しないとする法整備を国に求めること。
2. 財物賠償は、避難者が生活再建できるよう再取得可能な基準に見直すこと。賠償から漏れている住民の支援をいっそう行うこと。
3. 各自治体の賠償が余りにも進まない実態を踏まえて、県として東電に全面賠償を求めること。
4. 避難指示のない地域について、原子力損害賠償紛争審査会がはじめて福島市の現地視察をおこなった。精神的被害を含めたあらゆる被害の実態に即して賠償が行われるよう、指針の見直しを求めること。
5. 事業者の賠償について、事故後の経営努力で収入が事故以前程度ないし増収となっている事業者には賠償しないとする東電の方針は撤回し、事故による減収分の完全賠償を求めること。

六、子どもたちへの支援と教育の充実について

1. 甲状腺検査について、二次検査についても早期に実施すること。また、本人や家族からの検査結果の開示を求められた場合、積極的に応じること。
2. ホールボディカウンターによる内部被ばく検査機器と検査の機会をさらに増やすこと。
3. 放射能による影響について、県民の不安に寄り添う姿勢を堅持し対応すること。
4. 保育所、幼稚園、小中高校の教室、学童保育所にエアコンを設置すること。
5. 子どもたちの体力低下や肥満が増加している現状や原発事故による放射能被害の母子等のストレスを低減させるため、以下の点を拡充すること。
 - ① 子育て支援担当理事の下に、医師や専門家による子ども総合支援チームをつくること。
 - ② 屋内と屋外の遊び場の増設、ふくしまっ子体験活動応援事業を今後も継続し、支援対象を県外や家族単位の保養も対象に加え、予算を拡充すること。
 - ③ 放射能や健康に関する学習機会を保護者を含め増やすこと。
 - ④ 児童虐待が増加していることをふまえ、児童相談所の体制強化と相談窓口の充実を図ること。
6. 政府の子ども・子育て「新システム」は、国・行政の責任を後退させ、株式会社参入を認め、子どもの安全よりもコストを優先するものであることから、保育の質と公的責任の堅持を国に強く求めること。
7. 避難自治体の教育環境の整備を市町村まかせにせず、教材や体育館の設置を含め被災小中学校の施設整備を支援すること。
8. 双葉地方の中高一貫校については、子どもや保護者など当事者の意見を十分取り入れて検討すること。
9. 就学援助について、周知徹底と積極的な活用を図ること。生活保護基準の引き下げによって対象児童・生徒の範囲を狭くしないこと。
10. 就学援助に新たに加わった三項目（PTA会費・生徒会費・クラブ活動費）について、準要保護者に対しても給付されるよう市町村を指導すること。

11. 全国から遅れている学校耐震化を促進すること。
12. 障がい者福祉サービスの中の相談支援事業について、基本相談を報酬対象に加えることや報酬単価全体の引き上げを国に求めること。

七、復興への産業支援と雇用拡大、再生可能エネルギーの促進について

1. 200億円もの多額の企業誘致補助金のあり方を見直し、県内中小企業の雇用拡大につながる方法で支援を進めること。
2. 医療機器産業の集積や産業拠点の施設整備を、県内中小企業の仕事確保や雇用拡大につなげること。
3. 太陽光発電など再生可能エネルギーの抜本的促進を図るため、県民参加型の施策を進めること。
4. 農林水産業の技術継承を含め、後継者が継続して職に就くことができるよう支援策を講じること。

八、集中豪雨による被害の復旧と被災者支援について

1. 災害救助法は、人口規模と減失戸数の基準のみならず「多数の住民が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合」の基準（4号）を積極的に活用し、適用を拡大すること。障害物の除去や被災家屋の応急修理については家屋の被害や収入要件により救助の対象を狭めるのではなく、現に救助を必要としている被災者全員を対象にするなど全面的な活用を図れるよう国に求めるとともに、安達地方等の被災地を県として対象地域に指定すること。
2. 被災者生活再建支援法については、局地的災害が多発しているもとで一連の被災地すべてを対象とする運用に必要な見直しを国に求め、安達地方等の被災地を県として対象地域に指定すること。
3. 激甚災害指定を受けて、活用できるあらゆる方策を生かし切る立場で被災者支援を行うこと。農地被害対策や市町村事業とされる林地崩壊防止事業については、助成制度の周知徹底を図り積極的な活用を促進すること。
4. 多数に上る水路被害の復旧を、市町村任せにせず県としても市町村を支援し促進すること。
5. 台風到来の前に、地盤の弱い地域については、豪雨災害の危険性が高いことを前提に事前の安全対策を検討することや、急傾斜地など危険性が分かっている地域の安全対策を促進するなど、二次災害防止の緊急対策を講じること。
6. 県管理の公共施設の仮復旧を急ぎ、日常生活に支障を来さないようにすること。
7. 県内はもとより全国的な大規模・局地的豪雨災害の発生、公共施設の老朽化による事故等を踏まえ、維持管理を公共事業の重点とし災害の防止に努めること。そのためにも、復興の名による大型事業は必要最小限にとどめること。

以 上